

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（定義）	（定義）
<p>第二条 この規則（第十四号に掲げる用語にあつては、第一条第三項 第二号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～十二 略〕</p> <p>十三 キヤツシユ・フロー 資金の増加又は減少をいう。</p>	<p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。</p> <p>〔一～十二 同上〕</p> <p>十三 キヤツシユ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少を いう。</p>

十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間
を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資
金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五
項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取
引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第二十
一条第一項第五号に規定する外國電子決済手段に該当するものにあ
つては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が
取り扱うものに限る。）を含む。第五章において同じ。）及び現
金同等物（容易に換金することができるのであり、かつ、価値の変動
のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。）の額
の合計額をいう。

十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間
を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章におい
て同じ。）及び現金同等物（容易に換金することができるのであり、
かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章に
おいて同じ。）の合計額をいう。

「十五〇六十 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「十五〇六十 同上」